

相模原市農業委員会第4回会議議事録

開 会 日 時 令和元年7月1日 午後1時39分

閉 会 日 時 令和元年7月1日 午後3時03分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (印)

	西山 和秀		中里 州克		榎田 和子
	八木 拓美		市川 忠孝		藤村 達人
	關山 富雄		小林 康史		高橋 三行
	古木 清		齋藤 憲一		天野 明
	江藤 昭利		菱山 喜章		加藤 正博
	阿部 健		八木 健一		
	渋谷 利雄		金井 睦		

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事 務 局 相澤博 鈴木和夫 伊藤和彦 松島政幸 一之瀬素弘 加藤敬
山田彩奈

議事録署名人 議 長

議席3番

議席6番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第3回農政運営委員会報告
3		第3回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告
4	議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第16号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第17号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第18号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第19号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第20号	相模原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
10	報告第19号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
11	報告第20号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
12	報告第21号	農地所有適格法人の報告について
13	報告第22号	農地造成工事の施工承認について
14	報告第23号	非農地証明書の発行について
15	報告第24号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
16	報告第25号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
17	報告第26号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第4回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、14番金井睦委員より遅刻の旨通告がありましたのでご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、3番關山富雄委員、6番阿部健委員をご指名いたします。

日程1 会務報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

鈴木次長に報告いたさせます。

事務局（鈴木次長）

それでは、令和元年5月31日から令和元年6月30日までの主な会務報告につきまして、ご報告させていただきます。

1の会議、初めに、県関係でございます。

6月6日、シルクセンター地下1階大会議室におきまして、神奈川農業委員会女性協議会第8回総会が行われまして、榎田委員がご出席されております。内容につきましては、平成30年度事業報告の承認に関する件についてほかでございます。

続きまして、6月12日、JAグループ神奈川ビル2階講堂におきまして神奈川県農業会議第130回通常総会が開催されまして、八木会長、榎田委員、相澤事務局長が出席されております。内容につきましては、平成30年度事業報告並びに収入・支出決算に関する件ほかでございます。

続いて、6月19日、神奈川県農業会議通常審議委員会がJAグループ神奈川ビル2階講堂で行われまして、八木会長、榎田委員が出席されております。

続いて、6月19日、シルクセンター地下1階中会議室におきまして、農業委員会連合会事務局長会議が開催されまして、相澤事務局長が出席されております。内容につきましては、令和2年度県農林業施策並びに予算に関する要望についての意見交換でございます。

6月26日、情報文化センター2階ニュースパークほかで、令和元年度の全国農業新聞神奈川県支局情報員委嘱状交付式並びに会議が開催されまして、事務局の原島主事が出席しております。内容につきましては、情報員の委嘱状の交付ほかでございます。

続きまして、市関係でございます。

5月31日、市民会館2階第2中会議室におきまして、農業委員会第3回総会を開催し、農業委員15名が出席されております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

続いて、5月31日、農業委員会連合会役員会を開催し、八木会長、阿部副会長、菱山監事ほか出席されております。内容につきましては、平成30年度事業報告及び支出決算、収支決算についてほかでございます。

続きまして、6月7日、津久井総合事務所本館3階第1・第2会議室におきまして、第3回農地利用最適化推進委員連絡会を開催し、農地利用最適化推進委員18名、農業委員17名が出席されております。内容につきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する指針案についてほかでございます。

裏面をおめくりいただきまして、2ページでございます。

6月10日、市役所会議室棟1階第5会議室におきまして、令和元年度さがみはら農産物ブランド協議会役員会が開催されまして、相澤事務局長が出席されております。内

容につきましては、令和元年度総会の付議案件についてでございます。

続きまして、6月17日、津久井総合事務所3階第2会議室におきまして、令和元年度相模原市津久井地域鳥獣等被害対策協議会が開催されまして、中里農業委員、加藤農業委員、井上勝推進委員が出席されております。内容につきましては、相模原市津久井地域鳥獣等被害対策協議会要綱の改正についてほかでございます。

続きまして、6月20日、市役所本館5階会長室におきまして、役員会が開催され、八木会長、阿部副会長が出席されております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

続いて、6月24日、産業会館3階大研修室におきまして、令和元年度さがみはら農産物ブランド協議会総会が開催されまして、相澤事務局長が出席されております。内容につきましては、役員改選についてほかでございます。

続きまして、6月27日、城山総合事務所公文書館2階A会議室におきまして、第3回農政運営委員会が開催され、農政運営委員10名が出席されております。内容につきましては、令和2年度の本市農地等の利用の最適化の推進に関する意見及び農業施策に関する要望についてほかでございます。

続きまして、その他についてでございます。

初めに県関係でございます。

6月13日、6月14日におきまして、神奈川県職員キャリア開発支援センター1階研修ホールにおきまして、令和元年度農地法関係事務担当者研修会が開催されまして、私、次長ほか出席しております。内容につきましては、農地法に係る事務についてほかでございます。

続きまして、6月20日、JAグループ神奈川ビル2階講堂におきまして、農委・農協・農業者年金基礎研修会が開催されまして、事務局の山田主事が出席しております。内容につきましては、農業者年金制度の概要についてほかでございます。

続きまして、市関係でございます。

6月3日、緑区青根地内におきまして、農地再生モデル事業を行いまして、農業委員9名、農地利用最適化推進委員7名が出席されております。内容につきましては、草刈り、耕うんでございます。

続きまして、6月6日、市役所本館5階会長室におきまして、隠田副市長就任の挨拶が行われまして、八木会長、阿部副会長、相澤事務局長が出席されております。

続いて、3ページ目に移らせていただきます。

6月9日、田名望地弁天キャンプ場におきまして、相模原市農業体験学習第1回田植えが行われまして、相澤事務局長が出席されております。内容につきましては、小学生による農業体験でございます。

続きまして、6月27日、緑区青根地内におきまして、農地再生モデル事業を行いまして、農業委員10名、農地利用最適化推進委員9名が出席されております。内容につきましては、草刈り、耕うん、種まき、電気柵設置等でございます。

以上、ご報告申し上げます。

議長（八木会長）

ただいまの会務報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 第3回農政運営委員会報告

議長（八木会長）

続いて、日程2「第3回農政運営委員会報告」をいたします。

菱山委員長から報告をお願いいたします。

委員長（菱山委員）

第3回農政運営委員会の結果を報告いたします。別途配付されています報告資料をご覧ください。

4の議題についてですが、(1)令和2年度の本市農地等利用の最適化の推進に関する意見及び農業施策に関する要望について、事務局から説明があり、今年度提出する意見内容について、特定の地域や方法を具体的に明記し、重点的な事項は強調した表現になるように作成します。また、できるだけ市政へ反映させるために、意見と要望を分けて意見として提出することにいたしました。関係機関との情報交換会については、原案のとおりであります。

(2)新規就農者との意見交換について、これは案です。事務局から説明があり、意見交換を行う農業者については、今後の農政運営委員会で検討することとしました。

(3)令和元年度委員視察について、事務局から説明があり、今年度の視察先については、厚木市（厚木市都市農業支援センター、厚木市農業委員会、JAあつぎ直売所夢未市）とし、10月下旬から11月上旬に視察を行う予定で、視察先と調整することにいたしました。

以上、農政運営委員会の報告を終わります。

議長（八木会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で第3回農政運営委員会報告を終わります。

日程3 第3回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長（八木会長）

続いて、日程3「第3回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。

阿部副会長から報告をお願いいたします。

委員長（阿部副会長）

第3回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告をいたします。別途配付されております報告資料をご覧くださいと思います。

4の議題についてでございますが、(1)農地等の利用の最適化の推進に関する指針案について、事務局から、委員の改選期に行う指針の見直しについて説明がありました。推進委員から、遊休農地解消の最終目標面積について質問がありまして、事務局から、目標値の設定について回答がありました。

(2)令和2年度の本市農地等の利用の最適化の推進に関する意見及び農業施策に関する要望の流れについて、事務局から、市への意見、要望の提出の流れについて説明があり、委員及び地域の農業者からの意見、要望の聴取について依頼がございました。

(3)農地利用状況調査のスケジュールについて、事務局から、推進委員が行う利用状況調査について説明があり、推進委員から、調査結果の判定について質問がありました。

(4)推進委員の活動報告について、推進委員から、施錠されている農地について、立ち入りができない旨の報告がございまして、個別案件として事務局へ相談することとなりました。

(5)令和元年度農地再生モデル事業について、事務局から、農地再生モデル事業の概要及び今後の日程について説明がありました。また、農地再生モデル事業津久井地区運営委員会の菱山委員長から、これまでの取り組み、現状について、補足説明がございました。

(6)その他でございますが、農業委員と推進委員が担当地区ごとに分かれまして、皆さんで各課題、情報交換を行いました。

最後に、事務局から、次回の会議日程について連絡がありました。

以上、報告を終わります。

議長（八木会長）

報告が終わりました。ただいまの報告にありました議題(4)推進委員の活動報告について、事務局から、補足説明をお願いいたします。

事務局（松島所長）

推進委員から、ゲートが施錠されて、中に入れず、調査ができないというお問い合わせにつきましては、早速、津久井事務所の職員が調査に出向きました。ゲートはあいておりまして、内部に入り、実際に調査を行いました。具体的には、トマトの苗が一面に植わっておりまして、大変きれいに耕作していることを確認できました。この旨、当該推進委員にご報告させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（八木会長）

ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で第3回農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

日程4 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程4議案第15号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは1ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-4から3-5及び3-1001から3-1003は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和元年7月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページをご覧ください。

收受番号3-4は、譲受人である子への生前贈与をするための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は1ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、1筆、991㎡です。今後の作付はサツマイモ、ゴボウ、里芋などの栽培を予定しております。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しております。全部効率利用要件については、家族経営として、農地18筆、9,640.86㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日、譲受人の義理の弟が150日、譲受人の子が100日で、従事要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-5は、大島に住む譲受人が、町田市に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は2ページをご覧ください。申請地は大島の畑、1筆、2,041㎡です。今後は、昨年まで栗畑だった畑を土壌改良し、来春を目安にジャガイモ栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しております。全部効率利用要件については、経営農地4筆、1,868㎡全て適切に管理されていることを確認しており、今回取得する農地と合わせて、3,909㎡となり、下限面積の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が150日以上従事しており、満たされています。また、来年の春、定年退職後には、常時従事日数200日となる予定です。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

本庁管内は以上です。

事務局（松島所長）

続きまして、津久井事務所管内の3件についてご説明いたします。2ページから3ページをご覧ください。

収受番号3 - 1001は、緑区与瀬に住む譲受人が、横浜市神奈川区及び同市南区に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は3ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は寸沢嵐の畑、2筆、540㎡です。今後の作付はジャガイモ、タマネギ、ニンニク、里芋などの栽培を予定しております。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地5筆、3,369㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日で従事要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、収受番号3 - 1002は、緑区三ヶ木に住む譲受人が、緑区寸沢嵐に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。なお、直近では水がはられた状態となっております。案内図は4ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は寸沢嵐の田、1筆、380㎡です。今後の作付は水稻栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地4筆、2,381.88㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が160日で従事要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、収受番号3 - 1003は、緑区小倉に住む譲受人が、同じく小倉に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は5ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は小倉の田、1筆、187㎡です。今後の作付は白菜、大根、ジャガイモ等の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地4筆、2,073㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日、譲受人の妻が100日で、従事要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

収受番号3 - 4については、南区担当委員さん、お願いいたします。

7番（渋谷委員）

6月28日、現地を見てまいりまして、里芋とかネギが結構生育してしまっていて、そのほかの部分はトラクターでうなっております。適正に管理されていると思われまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号3 - 5については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

4番（古木委員）

6月27日に現地を確認しました。説明があったように、この土地は、昨年までは栗林、今年になって、枝を切って伐採、伐根、木のくずや何かは全部片づけてあります。その後、トラクターをかけて、きれいになっています。ただ、最近、草が30cmぐらい出てきたので、本人に直接電話しまして、譲受人さんとよくお話しして、除草作業をやっておいてくださいと注意はしております。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号3 - 1001及び3 - 1002について、相模湖地区担当委員さん、お願いいたします。

5番（江藤委員）

6月26日に現地確認に行ってきました。3 - 1001は、たまたま譲受人本人がいらっしゃってお話をしたんですけれども、大変きれいに畑を維持管理されている方で、何ら問題はありません。

3 - 1002は、道志の田んぼで、写真だと水がはっていて、さっきもおっしゃったように、水がなくて、まだ田植えする前の状況ですけれども、私が6月26日に現地確認したときは、田植えがしてありまして、きれいに維持管理されておりました。何ら問題はありません。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号3 - 1003については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

6月24日に現地調査をしました。申請地は、登記上は田となっておりますけど、私の記憶では、もう四、五十年ぐらいたつかな、以前から畑です。大体、その一帯でございます。現在は非常に住宅が多くて、その中に畑があるというような場所です。譲渡人は当地区で非常に大農家の方で、市場に露地野菜等を出荷して、経営もしっかりとした方ですけど、最近、本人並びに奥さんも体調を崩して、だんだんと維持が困難な状況であると本人からも聞いております。

譲受人は、今回、3条ですから規模拡大ということで、とりあえず、187㎡ということで、非常に住宅が多い場所、それから、この一帯は、今、リニアの関係とか、いろいろなことがございまして、先々のことはわかりませんが、現時点では、申請の内容については事務局の説明どおりということで問題ないと考えております。

以上、ご審議のほど、お願いいたします。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

17番（高橋委員）

3 - 4 ですけども、生前贈与ということで、親から子へということですが、一般的に、農地の生前贈与というと、贈与税納税猶予制度があるにもかかわらず、一部だけ渡すということの説明がなかったものですから、もしよければ、説明していただきたいと思います。

以上です。

事務局（伊藤担当課長）

譲渡人は、昨年も一度、3条で生前贈与の許可をいただいている方で、そのときには、ご自身の息子と孫に、記憶が定かではないですけども、それぞれ2,000㎡ぐらいずつ、生前贈与いたしました。

今回の生前贈与の相手方は、一応、子供とはなっているんですが、譲渡人の長男のお嫁さんです。長男は既に他界されていまして、その関係で、財産を事前に少しずつ整理しているのかなと思いますけれども、引き続き、農業経営は行いながら、農地を分けていっているという状況です。

議長（八木会長）

よろしいですか。

17番（高橋委員）

はい。

16番（藤村委員）

3 - 1002ですけど、さっきの説明だと、農業常時従事日数が160日以上ということで、農業委員会では、それで結構でございますと言うわけだけど、県会議員のほうは、結構でございますと言うんでしょうか。向こうは専従規則とかがあるのか……。

事務局（松島所長）

農家として40年やっておられますので、農家と書いていただいてもよかったんですが、ご本人の申請書を尊重させていただいたところでございます。

16番（藤村委員）

農業委員会に160日以上という数字が出てしまうと、公式文書だから、別に県会議員をやっていて、夜、農業をやって、合計が500日だか600日なら、それでいいのかもしれないけどね。

事務局（松島所長）

従事日数については、フルで160日という意味ではなく、例えば、公務があっても、朝、夕という形で見ていただければ、それも1日という形でカウントしておりますので、特段、支障はないと思っております。

議長（八木会長）

よろしいですか。

16番（藤村委員）

はい。

議長（八木会長）

ほかにご質問ございますか。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

ないようですので、それでは、採決をさせていただきます。

議案第15号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程4議案第15号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程5議案第16号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

では、4ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5 - 1008から5 - 1014は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和元年7月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5ページ、6ページをご覧ください。津久井事務所管内の7件について、ご説明いたします。

初めに、收受番号5 - 1008は、貸出人が所有する緑区青野原の農地、1筆、256㎡のうち160.08㎡に、借受人が賃借権を設定して、太陽光発電設備として転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は6ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地です。なお、案内図の斜線部分右側の白抜き部分は、進入路として平成26年11月に農地転用済みとなっております。申請理由ですが、隣地で稼働中の太陽光発電施設に連檐する形で、申請地に太陽光発電設備を新設して、売電するためでございます。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、北側及び東側にコンクリートブロック1段積み了新設し、東側及び南側にネットフェンスを設置する計画で、雨水は砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立青野原診療所の南西約750mです。

続きまして、收受番号5 - 1009は、譲渡人が所有の緑区小原の農地、1筆、132㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は7ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、譲受人は現在、賃貸住宅に住んでおり、新たに自己住宅を建築するためでございます。農地区分は第3種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、新設コンクリートブロック1段積みで土留めする計画で、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は北相中学校の北約260mです。

続きまして、收受番号5 - 1010は、譲渡人が所有の緑区鳥屋の農地、1筆、462㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は8ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、譲受人は、現在居住している自宅を売却し、新たに自己住宅を建築するためでございます。農地区分は第2種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設の間知ブロック積み及び新設コンクリートブロック1段積みで土留めする計画で、雨水は浸透処理施設によ

る敷地内浸透とする計画です。申請地は烏屋出張所の南東約220mです。

続きまして、收受番号5-1011は、譲渡人が所有の緑区根小屋の農地、1筆、103㎡を所有権移転して、敷地拡張として転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は9ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、譲受人は現在、隣接宅地に居住しており、住宅敷地を拡張するためでございます。現在の宅地面積は289.85㎡で、転用後の宅地面積の合計は392.85㎡となります。農地区分は第2種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設のブロック2段積み、雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は根小屋小学校の西約950mです。

続きまして、收受番号5-1012は、譲受人が所有の緑区日連の農地、1筆、71㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は10ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、譲受人は現在、賃貸住宅に住んでおり、新たに自己住宅を建築するためでございます。なお、斜線部分左側の白抜きの部分の地目は宅地となっており、申請地と一体利用する計画となっております。農地区分は第3種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として既設玉石積み及び新設コンクリートブロック1段積みで土留めする計画で、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。なお、宅地部分の面積は234.12㎡で、転用後の宅地面積の合計は305.12㎡となります。申請地は日連診療所の北東約150mです。

続きまして、收受番号5-1013は、譲受人が所有の緑区名倉の農地、1筆、53㎡を所有権移転して、倉庫敷地に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は11ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、譲受人は現在、緑区佐野川でチョコレート工場を営んでおり、材料保管のため、自宅隣接地に倉庫を建築するためでございます。農地区分は第2種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として南西側、北西側に新設コンクリートブロック1段積みで土留めする計画で、雨水は敷地内浸透とする計画です。申請地はシュタイナー学園初等部、中等部の南東約70mです。

最後に、收受番号5-1014は、譲渡人が所有の緑区名倉の農地、3筆、504㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は同じく11ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、譲受人は現在、賃貸住宅に住んでおり、新たに自己住宅を建築するためでございます。農地区分は第2種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、北東側、東側に新設コンクリート擁壁で土留めする計画で、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地はシュタイナー学園初等部、中等部の南東約70mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号5 - 1008については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

2番（八木 拓美委員）

6月27日、農地再生モデル事業の後に現地を視察してまいりました。横の太陽光発電の拡大ということで、土留めなどについては同様のものが行われるということなので、転用自体はやむを得ないものかと思われまます。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1009については、相模湖地区担当委員さん、お願いいたします。

5番（江藤委員）

6月26日に現地の確認をいたしました。事務局の説明のとおり、問題はありません。ご審議いただけますか。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1010については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

15番（榎田委員）

6月27日に現地を調査いたしました。ここは、この地図でいきますと、道路が縦に2本通っておりますが、これが狭まって1つになって、1つになったところに鳥居原ふれあいの館があるところです。バス通りは、さらにこれの左側のほうに通っているという感じです。ここは、家が全然ない、山の続きのようなところでしたが、合併後、増えてきたところです。この地図でいきますと、右側のほうは通行止めになっておりまして、山の一部の下のところを切り取って宅地に変更するということですが、数字の と書いてあるあたりから、後ろの山の人（山）の整備に入れるのかなと思いましたが、写真ではわかりにくいんですが、車のところまでかなり段差がありまして、手前のほうから、かなり切って自宅をつくるという感じでした。周りはかなり宅地化されており、農地がほとんどなくなってきている状態なので、特に問題はないかなと思いましたが、よろしくご審議ください。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1011については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

9番（市川委員）

6月27日に根小屋の現地を見てまいりました。隣の住宅の人が住宅敷地拡張ということで取得するということです。103㎡ということで、境界ぐいも見てまいりました。あとは説明どおりだと思います。よろしくご審議ください。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1012、5 - 1013及び5 - 1014については、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

18番（天野委員）

6月25日、3件の現地を見てまいりました。

5 - 1012につきましては、敷地を拡張するために併合するような形だと思います。

この地域は住宅が結構建ち並んでおりますので、許可相当と認めます。

5 - 1 0 1 3と5 - 1 0 1 4は、接しているような土地で、この地域はシュタイナー学園がございまして、シュタイナー学園の父兄等が住む建物が多くできております。この写真のとおり、木造で、ちょっとこだわりのある家が、この地域に点在しているような状況です。この地域の畑につきましては、傾斜が東側へ向いていまして、この土地についても、事務局が説明したとおり施工されれば問題ないと思われま

す。以上でございます。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第16号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程5 議案第16号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第17号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続きまして、日程6議案第17号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、7ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第17号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-1005から31-1008は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年7月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページから9ページをご覧ください。津久井事務所管内の4件につきまして、ご説明いたします。

整理番号31-1005は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は12ページをご覧ください。契約期間は5年6カ月、件数は1件、1筆、面積は221㎡でございます。

次に、整理番号31-1006及び1007は、経営規模拡大のため、解除条件付きで新たに利用権を設定するものでございます。案内図は13ページをご覧ください。契約期間は5年6カ月です。件数は2件、5筆、面積は4,963㎡でございます。

次に、整理番号31-1008は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものでございます。案内図は14ページをご覧ください。契約期間は9年6カ月です。件数は1件、1筆、面積は992㎡でございます。

補足をいたしますと、31-1005の方につきましては、平成21年7月から寸沢嵐の農地を利用権設定して、露地野菜等を栽培しております。今回の利用権設定農地につきましては、既に農業用の倉庫と堆肥置き場が備わっておりまして、引き続き、出荷作業や農機具置き場等として活用する予定でございます。

31-1006と1007につきましては、キャストワン株式会社が解除条件付きの利用権を設定するもので、平成29年7月から、寸沢嵐の農地で利用権設定して露地野菜等を栽培しております。今回の利用権設定農地におきましては、果樹と露地野菜等の栽培を行う予定となっております。

31-1008につきましては、3条の議案1001の譲受人さんでございまして、今回の利用権設定の農地におきましては、果樹等の栽培を行う予定でございます。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第17号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程6 議案第17号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第18号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続きまして、日程7議案第18号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、10ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第18号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-17から31-21は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年7月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11ページから13ページをご覧ください。案内図は15ページから18ページをご覧ください。

整理番号31-17から31-21は、耕作者への貸し出しのため、農地利用集積円滑化団体である相模原市農協が借り受けるためのものです。

整理番号31-20と31-21については、相模原市農協が中間保有します。件数は5件、17筆で、面積は12,851㎡、全て新規の申請です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第18号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程7議案第18号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 19 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 19 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、14 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 19 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 31 - 22 から 31 - 25 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年 7 月 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15 ページから 16 ページをご覧ください。案内図も同じく 15 ページから 16 ページをご覧ください。

整理番号 31 - 22 から 31 - 25 は、農地利用集積円滑化団体である相模原市農協が、地権者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すものです。

31 - 24 については、今まで相模原市農協が中間保有していた農地を今回貸し出すものです。件数は 4 件、筆数 5 筆で、面積は 7,568 m²、全て新規の申請です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 19 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 8 議案第 19 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 議案第 20 号 相模原市農業委員会農地等の利用の最適化の推

進に関する指針について

議長（八木会長）

続いて、日程 9 議案第 20 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、17 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 20 号 相模原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について。農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を別紙のとおり定め、同条第 3 項に基づき公表するものとする。令和元年 7 月 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、18 ページをご覧くださいと思います。

こちらの指針につきましては、既に 5 月の全員協議会、そして、6 月の推進委員連絡会で、ご審議していただきました。農地等の利用の最適化に関する指針につきましては、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項において定めるように決められております。今回の指針は、3 年前の平成 28 年の制度改正時に作成いたしました指針における目標値及び具体的な取り組みにつきまして、農業委員及び推進委員さんの改選期に合わせて、見直しを行ったものでございます。

改めまして、18 ページの御説明をさせていただきます。

第 1 の基本的な考え方についてでございますが、今回の見直し事項といたしまして、中段にございます農地等の利用の最適化の推進の 3 本柱であります遊休農地の発生防止・解消、担い手の農地利用の集積・集約化、新規参入の促進についての表現を新たに追加したものでございます。

それから、中段にございます農地利用の最適化の推進を一体化に進める具体的な活動のもととなりますさがみはら都市農業振興ビジョン 2025 や人・農地プランについても、新たに追加いたしました。

同じページの下段をご覧ください。遊休農地の解消目標についてでございますが、現状、163 ヘクタールございます遊休農地を毎年 10 ヘクタールずつ解消いたしまして、3 年間で 30 ヘクタールの解消を目指しまして、3 年後の令和 4 年 3 月の遊休農地面積を 133 ヘクタールとするものでございます。

その具体的な取り組み方法は、19 ページにございますアからカとなり、エにおきましては、耕作放棄地対策事業の 3 行目からの農地再生モデル事業につきまして、今回、新たに項目を追加いたしました。

次に、20 ページをご覧ください。

2 の担い手への農地利用集積目標についてでございますが、現状の集積面積 136 ヘクタールに対しまして、毎年 10 ヘクタールずつを集積いたしまして、3 年間で 30 ヘクタールの集積を目指しまして、3 年後の令和 4 年 3 月の集積面積を 166 ヘクタールとするものでございます。その具体的な取り組み方法はアからウとなります。

続きまして、21ページをご覧ください。

新規参入の促進目標についてですが、現状の累計71経営体に対しまして、毎年10経営体の新規参入を目標としまして、3年間で30経営体の参入を目指しております。3年後の令和4年3月の参入経営体を101経営体とするものでございます。その具体的な取り組み方法はアからウとなり、イの中で、農地中間管理機構の活用や、ウにおきまして、新規参入者との情報交換などの項目を新たに追加いたしました。

なお、令和元年度の活動計画につきましては、22ページから24ページに記載のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16番（藤村委員）

19ページ、真ん中から下のエの耕作放棄地対策事業について、そこで、農地あっせん委員会にある農地再生モデル追加したということですね。

事務局（一之瀬総括副主幹）

はい。

16番（藤村委員）

これは具体的には、今日の一番最初にやられた青野原のことを言っているのか、それとも、もう少し広範に、農地あっせん委員会が相模原全体のあっせんを頑張りましょうと言っているのか、どういう表現になりますでしょうか。

事務局（一之瀬総括副主幹）

先ほど会務報告の中でもございましたが、今、青根の棚田を再生しております農地再生モデル事業は、農地あっせん委員会の事業として、平成22年から行っているものでございます。今までも耕作放棄地対策事業として取り組んでおりましたので、今後、3年間の中で、今は津久井だけですが、モデル事業等を活用して、耕作放棄地対策事業に取り組んでいきたいということで、具体的な活動として記載させていただきました。

以上です。

16番（藤村委員）

この文章は、表現はいいけど、もう少し具体的に、例えば、昨年度が一番最後に出てきた耕作放棄地の解消が積み残しがいっぱいあるというデータを真摯に受けとめて、このように持ち込むというような議論を別途、今おっしゃられたようなことで、今やっていることを文章にしておけば、これで一応、得点になりますので、丸印は1個もらったわけですが、もう一段階頑張りましょうということですけど、その辺はどうでしょうか。丸1個でいいかなという感じですか。

事務局（一之瀬総括副主幹）

今回の関係につきましては、指針という形で、今具体的に取り組んでいることを挙げさせていただきまして、実際にそれ以外のことをやらないと言っているわけではありませんので、農政運営委員会等で、皆様の活動につきまして、いろいろ御提案いただき、検討していただいて、エの耕作放棄地対策事業という大きな項目の中で取り組んでいただけだと考えております。

以上です。

議長（八木会長）

よろしいですか。

16番（藤村委員）

はい、結構です。

議長（八木会長）

ほかにございませんか。

質疑なし

議長（八木会長）

なければ、採決をさせていただきます。

議案第20号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程9議案第20号については、原案のとおり決定いたしました。

て

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程10報告第19号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、25ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第19号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。別紙の者につき、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人と認め、同法施行令第40条の7第2項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第4条第1項第2号の規定により専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。令和元年7月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、次の26ページをご覧ください。説明いたします。

整理番号1-10につきましては、中央区東淵野辺に所在の1筆、1,350.03㎡の相続に伴うもので、当該地の相続税の納税猶予の特例を受けるため、相続人より適格者証明願の提出があったものです。申請された農地につきましては、現地調査を行いまして、普通畑として良好に管理されていることを確認いたしました。また、申請者につきましても、耕作に必要な農機具等を有していること、引き続き農業経営を行う意思がある旨を確認いたしまして、相続税の納税猶予に関する適格者であると判断いたしました。

よって、整理番号1-10につきましては、5月15日付で証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程10報告第19号を終わります。

いて

議長（八木会長）

日程 1 1 報告第 2 0 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、27 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 2 0 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。生産緑地法第 1 0 条の規定に基づいて買い取り申し出する生産緑地につき、別紙の買い取り申し出事由の生じた者が農業の主たる従事者に該当することを認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和元年 7 月 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、次の 2 8 ページをご覧ください。

証明番号 2 - 3 につきましては、中央区上溝に所在の生産緑地 9 4 7 m²の農業の主たる従事者が、平成 3 1 年 1 月に死亡したことに伴うものです。

証明番号 2 - 4 につきましては、南区古淵に所在の生産緑地 6 4 0.6 m²の農業の主たる従事者が、平成 2 8 年 1 2 月に死亡したことに伴うものです。

証明番号 2 - 6 につきましては、緑区相原に所在の生産緑地 1,979.57 m²の農業の主たる従事者が、平成 3 1 年 3 月に故障したことに伴うものです。

証明番号 2 - 7 につきましては、中央区横山台に所在の生産緑地 9 1 6 m²の農業の主たる従事者が、平成 3 0 年 6 月に死亡したことに伴うものです。

証明番号 2 - 8 につきましては、南区上鶴間本町に所在の生産緑地 5 3 5 m²の農業の主たる従事者が、平成 2 8 年 1 0 月に死亡したことに伴うものです。

証明番号 2 - 9 につきましては、緑区橋本及び元橋本町に所在の生産緑地 3,277 m²の農業の主たる従事者が、平成 3 1 年 4 月に死亡したことに伴うものです。

以上につきまして、当該地の買い取り申し出をするため、申し出者より主たる従事者の証明願の提出があったものです。このことにつきまして、ご家族、ご本人及び近隣の方々から事情を聞きまして、現地調査をしたところ、買い取り申し出事由の生じた者は農業経営に従事してきたことが確認されましたため、地区農業委員さんのご意見を伺いまして、証明番号 2 - 3、2 - 4、2 - 6 は 5 月 1 3 日付で、証明番号 2 - 7 は 5 月 2 1 日付で、2 - 8 は 5 月 2 3 日付で、2 - 9 は 6 月 6 日付で証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 1 報告第 2 0 号を終わります。

日程 1 2 報告第 2 1 号 農地所有適格法人の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 2 報告第 2 1 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、3 1 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 2 1 号 農地所有適格法人の報告について。農地法第 6 条の規定により、別紙のとおり農地所有適格法人報告書が提出されたので報告する。令和元年 7 月 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、3 2 ページをご覧ください。

株式会社ワコーファームからの報告書の提出があり、農地所有適格法人としての法人形態要件、事業要件、議決権要件、経営責任者に関する要件の全てを満たしていることを確認しました。報告書につきましては、3 3 ページから 3 5 ページまでになります。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 2 報告第 2 1 号を終わります。

日程 1 3 報告第 2 2 号 農地造成工事の施工承認について

議長（八木会長）

続きまして、日程 1 3 報告第 2 2 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、36 ページをご覧ください。朗読します。

報告第 2 2 号 農地造成工事の施工承認について。別紙農地の造成工事施工承認申請について、審査及び指導した結果、適切と認められるため、農地造成工事指導要項第 5 条第 1 項の規定により承認し、専決処理したので報告する。令和元年 7 月 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、37 ページをご覧ください。

承認番号 1 1 - 1 は、耕作に適した土壌改良を目的として盛り土するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。隣接地への被害防除につきましては、四方とも内側に向かって、なだらかな盛り土をする計画となっています。今後の作付につきましては、ブルーベリーを予定しております。5 月 3 0 日に現地立ち会いで審査した結果、農地造成工事として適切であると判断し、専決処理いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

1 6 番（藤村委員）

この写真を見ると、そこそこ畑に使えるような状況ですけど、今、ブルーベリーとおっしゃられたので、少し排水をよくするとか、何かそういう意図があるんですか。

事務局（伊藤担当課長）

ブルーベリーに適する土壌、いわゆる赤土を入れるという計画です。

1 6 番（藤村委員）

はい。

議長（八木会長）

ほかにございませんか。

なければ、以上で日程 1 3 報告第 2 2 号を終わります。

日程 1 4 報告第 2 3 号 非農地証明書の発行について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 4 報告第 2 3 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、38 ページをご覧ください。報告議案を朗読いたします。

報告第 2 3 号 非農地証明書の発行について。別紙の土地につき、非農地証明書交付に関する事務処理要領により非農地であることを確認し、証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和元年 7 月 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、39、40 ページをご覧ください。

今回の非農地証明書の報告は、本庁管内と津久井事務所管内、合計 8 件でございます。

非農地の状況の内訳としましては、建築物の敷地が 5 筆、資材置き場が 3 筆、駐車場が 2 筆、墓地が 1 筆、山林が 1 筆、合計 8 件、12 筆で、1,802 m²です。いずれも神奈川県が定める農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づき、非農地証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 4 報告第 2 3 号を終わります。

日程 1 5 報告第 2 4 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対す

る調査結果の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 5 報告第 2 4 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、4 1 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 2 4 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 6 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙農地に係る照会事案について調査結果を専決処理し、横浜地方法務局相模原支局登記官に対し報告したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 7 月 1 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、4 2 ページをご覧ください。

横浜地方法務局相模原支局より照会を受けた 1 件、2 筆です。

6 月 6 日に地区担当委員さんと現地を調査し、宅地であることを確認いたしました。本案件は市街化区域で、それぞれ昭和 3 7 年、昭和 4 5 年から家屋が建築されていることから、原状回復命令を発する予定はなしとして、6 月 7 日付で回答したものです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 5 報告第 2 4 号を終わります。

日程 1 6 報告第 2 5 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報

告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 6 報告第 2 5 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、4 3 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 2 5 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 1 号の規定により、別紙相続等による農地の権利取得届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 7 月 1 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、4 4 ページから 4 5 ページをご覧ください。

今回の届け出件数は、本庁管内のみで、8 件、1 7 筆でございます。現況地目が農地につきましては、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 6 報告第 2 5 号を終わります。

日程 17 報告第 26 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に

ついて

議長（八木会長）

続いて、日程 17 報告第 26 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、46 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 26 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 2 号及び第 8 条第 2 号の規定により、別紙農地の転用に係る届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 7 月 1 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

第 4 条の届け出については、47 ページから 49 ページをご覧ください。本庁分のみで、10 件、25 筆になります。

続きまして、第 5 条の届け出につきましては、50 ページから 56 ページで、本庁分と津久井事務所分を合わせて、28 件、58 筆でございます。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 17 報告第 26 号を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第 4 回総会を終了いたします。